

役員も労災保険に
加入できる
労働保険事務組合

社団法人 大森工場協会 会報

第41号
平成9年8月1日
発行 大森工場協会
編集委員会
東京都大田区中央2-11-10
TEL 03 (3771) 4744
(3772) 6474
印刷 城南印刷工業株式会社
TEL 03 (3752) 3391



議事を終了し木村議長が降壇、司会者による来賓紹介の後、山本仁衛大田区助役(西野区長代理)より祝辞を頂き、入沢副会長の閉会のことばをもって午後6時30分滞りなく総会を閉会した。

第52回 定期総会



第52回定期総会は、5月27日(火)午後5時30分より大田区産業プラザ4階コンベンションホール「鶯の間」において開催された。
中道理事の司会のもとに、舟久保副会長の開会のことばをもって開会、木村会長挨拶の後、議長席に就き直ちに議事に提出された各議案の報告並びに説明は吉村事務局長が担当し、平成8年度事業報告並びに収支決算報告・平成9年度事業計画案並びに収支予算案は、すべて原案通り可決承認された。
小憩の後、同会場において懇親パーティーを開き、佐藤正治(財)大田区産業振興協会副理事長の祝辞、尾関正彦アサヒビール(株)東京工場長(当協会顧問)の乾杯の音頭で華やかに開宴、飲み且つ喰べながら歓談のひと時を過ごし、午後8時をやり、廻る頃、片山副会長の威勢のよい手締めと閉宴のことばをもって盛況の裡に散会した。

納涼会 開催決定

恒例の納涼会の開催が下記の通り決定しました。後日改めてお知らせしますが、ご家族、従業員の方々とご一緒に奮ってご参加下さるよう、今からご予約をお願ひします。楽しい福引大会も行います。ご期待下さい。
会費 一名 三、〇〇〇円
日時 平成9年8月22日(金) 午後6時30分～8時
場所 アサヒビール(株)東京工場、屋上ビアガーデン

お知らせ

人事異動
(株)エポゾール(第6支部所属) 東穂谷 6-4-17
吉田敏雄代表取締役の死去に伴い、吉田利樹氏が代表取締役に就任されました。(5月)

訃報

木村 ユキ子様
(当協会木村吉男会長夫人) 享年72才
6月3日 くも膜下出血のため、急逝されました。
新年会、納涼会等いつもお元気で参加して頂いて居りました。
心からご冥福をお祈り申し上げます。

事業用建築物(一、〇〇〇以上三、〇〇〇未満)に対する説明会

東京都では、事業系ごみの減量とリサイクルを推進する

ため、ごみの排出指導を行っています。
この度、大田区内で同規模の建物を所有・管理されている皆様を対象として、立入調査などについて、説明会を行います。
ぜひご参加下さい。

日時及び場所

10月28日(火)
大田区産業プラザ
(京急蒲田駅 斜前)

池上会館(池上本門寺 傍)

両日とも、第1回は午後1時30分から、第2回は午後3時から行います。時間は約1時間程度です。

お問い合わせ先

東京都清掃局ごみ減量
総合対策室排出指導担当課
電話(03)5320-5709



中国人第4次研修生離日
去る人

来る人
中国人第5次研修生来日

修了証書と記念品を貰って
元気に離日

● 中国人第5次研修生 ●

No.	氏名	生年月日	勤務先	研修内容	派遣先
1	羅信春	1956. 3.20	北京第一通用機械廠	板金技術	(株)旭製作所
2	崔志強	1965. 7.25	同上	同上	同上
3	趙亞竜	1964.12. 1	北京建築機械廠	溶接技術	同上
4	冬賀泉	1959. 6.20	同上	プラスチック技術	(株)昭和製作所
5	巨占寧	1959. 8. 9	北京電機總廠	旋盤技術	同上
6	李君	1963.10.27	同上	塗装技術	(株)サカエ美総
7	叢智慧	1959. 1. 2	同上	同上	同上

厚生年金

一口情報



最近、以下の問い合わせがあるので参考にして下さい

私は現在63歳で、某会社を定年退職し、今の会社に勤務して、もうすぐ半年になります。私の勤務先の厚生年金の標準報酬月額が現在、28万円ですが、このまま勤務しながら年金はもらえるでしょうか。

なお、前の会社で退職していれば、年金支給額は216万円うけられる予定でした。

答え： 年齢が60歳から64歳までの人で、老齢年金の受給要件を満たしている者が現在、会社等に勤務している場合には一定の要件に該当していれば、特別支給の年金、いわゆる在職老齢年金の支給がうけられる。平成7年の法改正前の在職老齢年金の支給要件としては、年金受給要件を満たした者で、標準報酬月額が24万円以下の場合に限り、60歳までの年金額の2割から8割が支給されていたが、法改正後は給料の増加に応じて、給料と年金の合計額を基礎として、年金支給額が今までよりも増加するように改善された。ただし、標準報酬月額が50万円を超える者は、全額支給停止となった。又、昭和10年4月1日以前生まれの者については、法改正前と改正後の計算による支給額を比較して高い額が支給されることとなった。(平成7年4月、法改正後の計算規定は以下の通り。)なお、女子の場合は生年月日に応じて支給開始年齢(55歳から59歳まで)が短縮される、特例がある。

以下、在職老齢年金の支給計算、算出規定

基本月額 …… 現在、支給を受けている年金額(ただし、加給年金額を除く)、又は計算される年金額の8割を12で割った額を基本月額という。以下同じ。

(A) 基本月額と標準報酬月額との合計額が22万円以下の時は年金額の2割を

- 支給停止とする。
- (B) 基本月額と標準報酬月額との合計額が22万円を超える時は以下の場合に応じて、支給停止額を決定する。
- イ. 基本月額が22万円以下であり、標準報酬月額が34万円以下であるときは、基本月額と標準報酬月額の合計額から、22万円を差し引いた額の2分の1の額を12倍した額。
 - ロ. 基本月額が22万円以下であり、標準報酬月額が34万円を超える時は、34万円と基本月額の合計額から22万円を差し引いた額の2分の1の額と標準報酬月額から34万円を差し引いた額の合計額を12倍した額。
 - ハ. 基本月額が22万円を超え、標準報酬月額が34万円以下であるときは、標準報酬月額の2分の1の額を12倍した額。
 - ニ. 基本月額が22万円を超え、標準報酬月額が34万円を超える時は34万円の2分の1の額(=17万円)と標準報酬月額から34万円を差し引いた額の合計を12倍した額。
- (C) 上記イからニまでの求めた額と年金額の2割を合計した額が支給停止額となる。

設問の条件を上の要件に当てはめて書き出してみると、

60才から64才までの在職老齢年金の支給を受けている者(又はこれから受けようとする者)の年金額と標準報酬月額。

現在の受給(又は計算される)年金額: 216万円
現在の標準報酬(又は変更後の)月額: 28万円

以上の条件から、年金支給停止合計額(上式Aに該当する場合は除く。)を計算し、次に年金支給額を計算してみると、以下の通りとなる。

- (1) 基本月額: 年金額の8割×12分の1=216万円×0.8×12分の1=14万4千円
上記の(B)のイに該当するから順に計算すると、
① 14万4千円+標準報酬月額28万円=42万4千円
② 42万4千円-22万円=20万4千円
③ 20万4千円×2分の1=10万2千円
④ 10万2千円×12=122万4千円(支給停止額)
- (2) 支給停止額: 216万円×0.2=43万2千円
- (3) 支給停止合計額: (1)+(2) 122万4千円+43万2千円=165万6千円
- (4) 年金支給額: 216万円-165万6千円=50万4千円(月額4万2千円)と計算される。

新設、中小企業労働時間制度 改善助成金の概要

中小企業の事業主が平成9年4月1日以後、週40時間労働制の定着のために省力化投資等、雇入れ又はコンサルタントの活用を行った場合、又はさらなる週所定労働時間の短縮のためにコンサルタントの活用を行った場合に、一定の助成を行う制度。

I 支給対象となる要件

- ① 労働保険に加入している事業場であること。
- ② 次のイ、ロのいずれかの措置を講じた事業場であること。

イ. 週40時間労働制の定着のための措置

平成9年4月1日現在すでに、週所定労働時間を40時間以下に短縮した事業場であって、就業規則等を変更し(就業規則等を変更していない場合は、早急に手続きをすること。なお、従業員数10人未満の就業規則の届出義務のない事業場にあつては、これに代えて従業員全員の確認書の提出が必要)、平成9年4月1日以後、その週所定労働時間の定着のために以下のいずれかの措置を講じたもの。

- 省力化投資等の措置
150万円(1~30人の事業場については50万円)以上の省力化投資等を行うこと(リースの場合は3年間の所要額)。
- 雇入れ措置
新たに1人以上の常用労働者(雇用保険対象者)を雇い入れること。(6カ月間雇用を維持し、労働者数が増加した場合に限る。)ただし、従業員数31人以上の事業場については新たに2人以上の常用労働者を雇い入れること。

○ コンサルタント活用措置
労働時間制度の改善についての専門家(社会保険労務士及び中小企業診断士)からの助言、技術的指導を受けること。

ロ. さらなる週所定労働時間の短縮のための措置
平成9年4月1日において、すでに週所定労働時間が40時間以下であつて、平成9年4月1日以後、さらなる週所定労働時間の短縮のためにコンサルタントの活用措置を講じたもの。

- ③ 中小企業労働時間短縮促進特別奨励金を受給した事業場ではないこと。
- ④ 上記②の措置完了後、30日以内に支給申請書を提出。ただし、雇入れ措置の場合は雇入れ6カ月経過後に支給申請書を提出。
- ⑤ その他、上記②の措置に係わる登記簿、就業規則、賃金台帳等の必要書類の提示。

II 支給額

措置の内容及び常時雇用する労働者の数		支給額
50万円以上の省力化投資等の措置	1~30人	20万円
150万円以上の省力化投資等の措置	31~100人	40万円
雇入れ措置		20万円
コンサルタント活用措置	活用措置に要した額、上限10万円	

III 問い合わせ先 労働時間短縮支援東京センター ☎ 5294-0151
又は大田労働基準監督署 ☎ 3732-0171へ。